

二級河川三渡川水系河川整備計画（原案）

令和〇年〇月

三 重 県

目 次

1. 三渡川の概要	1
1.1 流域の概要	1
1.2 治水と利水の歴史	4
1.2.1 治水の歴史	4
1.2.2 利水の歴史	5
2. 河川の現状と課題	6
2.1 治水の現状と課題	6
2.1.1 過去の主要な洪水の概要	6
2.1.2 治水事業の現状と課題	9
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	11
2.2.1 河川水の利用	11
2.2.2 河川空間の利用	11
2.2.3 水質	12
2.2.4 動植物の生息・生育環境	13
2.2.5 住民との係わり	14
3. 河川整備計画の目標に関する事項	15
3.1 河川整備計画の対象区間	15
3.2 河川整備計画の対象期間	15
3.3 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	16
3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	17
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	17
4. 河川整備の実施に関する事項	18
4.1 河川整備の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川 管理施設の機能の概要	18
4.1.1 河川工事の目的	18
4.1.2 河川工事の施行場所	19
4.1.3 主要工事の概要	20
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行場所	22
4.2.1 河川維持の目的	22
4.2.2 河川維持の種類	22
4.3 その他河川整備を総合的に進めるために必要な事項	24
4.3.1 整備途上段階及び超過洪水への対策	24
4.3.2 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項	24
附 図（平面図・縦断図）	25

1. 三 渡 川の概要

1.1 流域の概要

三 渡 川は、その源を三重県松阪市小阿坂町の鉢ヶ峰に発し、松阪市西部を東流しながら、岩内川、堀坂川、百々川等の支川を合流した後、松阪市松崎浦において伊勢湾に注ぐ、総流路延長約 20.3km、流域面積約 54.31km²の二級河川である。

その流域は、三重県の中央部に位置し、松阪市の 1 市からなり、山地部は針葉樹の植林が広がり、中上流域から下流部にかけて水田地帯の集落を縫うように流下し、下流部の感潮・汽水域には広大な干潟が形成されるなど、豊かな自然環境を有している。

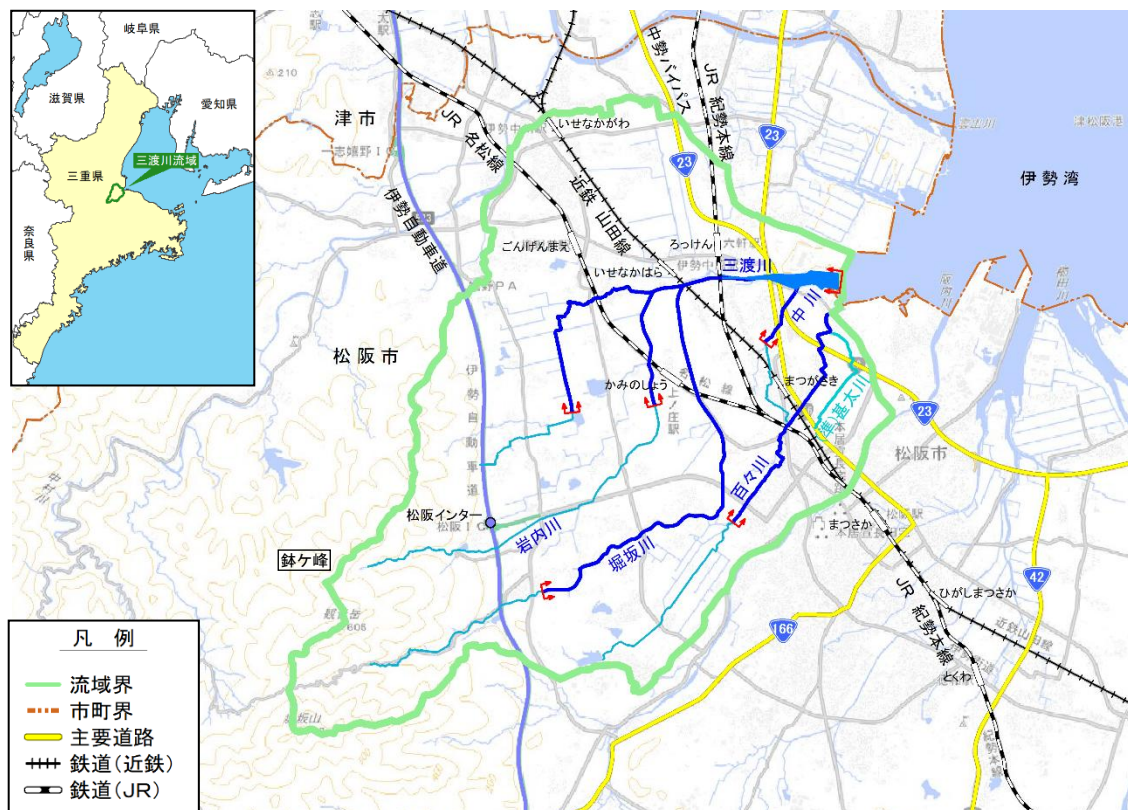


図 1-1 三 渡 川流域図

三 渡 川流域の気候は、太平洋側気候に属しており、全体的に温暖な気候である。気候区分においては、濃尾平野から遠州灘沿岸の平野部と共通する東海地方気候区分に位置づけられている。

年間気温・降水量の 30 年平均値（1994 年～2023 年）は 16.4℃・1449.8mm で、これは全国平均（気象庁が日本における気温・降水量の偏差の算出に用いる気象観測所（気温 15 地点、降水量 51 地点）での平均値（1992～2023 年（2010 年、2011 年を除く））の 14.5℃、1601.1mm と比べると、気温はやや高く、降水量はやや少ない値となっている。

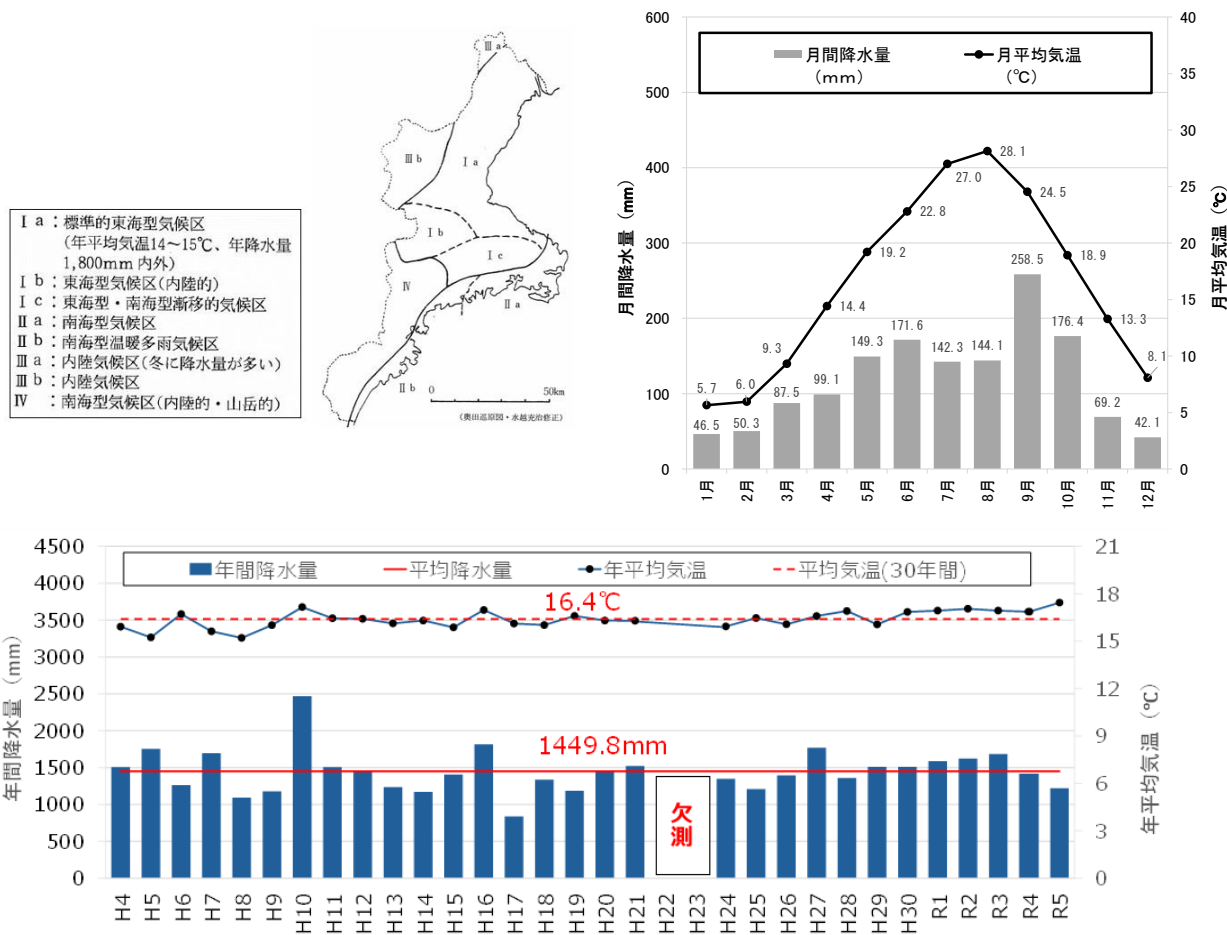


図 1-2 三重県の気候・気象

左上図：三重県の気候区分 出典：「奥田巡原図、水越充治修正」(H2. 3)

右上図：松阪市における月別平均気温・降水量【1992(H4)～2023(R5)年(H22, H23を除く)の平均

下図：松阪市における年平均気温・降水量の推移【1992(H4)～2023(R5)年(H22, H23を除く)】

※平均気温、平均降水量は気象庁津観測所 H4～R5 (H22, H23を除く) の30カ年平均

出典：津観測所地点気温、降水量：松阪建設事務所 松ヶ崎観測地点

三渡川水系は、標高 700m を超す堀坂山から、北東方向に傾斜している。山地部は主に花崗岩によってできており、山地部と丘陵地の間には鳥戸断層（确实度 I：活断層であることが確実なもの）が走っている。中上流域においては、河川によって形成された氾濫平野が広がり、下流部の感潮・汽水域には埋立地が広がるとともに、干潟が形成されている。

流域の地形は、下流域は三角州及び海岸平野（河川の河口部にあつて主としてシルト、粘土などの細粒物質からなる平坦地）、中流域は谷底平野・氾濫原平野（主に砂礫層からなる堆積平野）で主に形成され、流域の大半を低地が占めている。中流域から上流域にかけては、中位段丘（起伏量 100m 以下の丘陵地）、中間斜面、山頂山腹緩斜面といった比較的緩やかで低い山地が形成されているが、上流域は急斜面といった急峻な山地が形成される。

流域の表層地質を大別すると、中下流域を占める低地部は礫・砂・泥からなる未固結堆積物で構成されている。中流から上流にかけて形成される丘陵地では、礫・砂よりなる未固結堆積物、山地部は花崗岩類（かこう 領家帯及びりょうけたい 丹波帯に見られるたんぱたい 花崗岩類及びかこう 閃緑岩類）からなる深成岩で構成されている。

三渡川流域内における人口は、平成 7 年以降増加し、平成 22 年に約 39,000 人でピークを迎えた後、減少傾向に転じている。一方、流域内の世帯数は平成 7 年から一貫して増加しており、令和 2 年には約 15,000 世帯となっている。

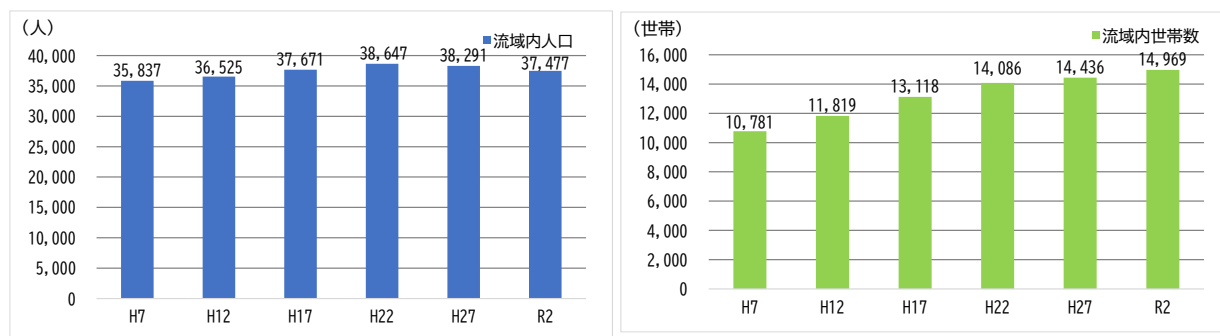


図 1-3 三渡川流域内の人口、世帯数の推移

流域の土地利用状況は、山林が約 23%、水田や畑地等の農地が約 50%、宅地等の市街地が約 27%となっており、流域の半分程度を田、畑といった農地が占めているが、昭和初期の阪内川左岸への工場の進出や鉄道、道路の整備等により、高度成長期以降、さかない 百々川中流右岸の宅地化が急激に進み、ほぼ現在の市街地が形成されている。

主な交通施設として、道路では流域の上流を南北に結ぶ伊勢自動車道や、沿岸寄りを南北に結ぶ国道 23 号、国道 166 号が主要な幹線道路として挙げられる。

流域内の緊急輸送道路としては、伊勢自動車道、国道 23 号、国道 166 号等が指定されている。

鉄道では、まつさか 松阪市と伊勢市を結ぶ近鉄山田線、かめやま 亀山市と和歌山県新宮市を結ぶ JR 紀勢本線、まつさか 松阪市と津市を結ぶ JR 名松線が南北に走っている。

このように交通要所として高い機能を有する区域となっており、多くの橋梁が河川を横過している。

三渡川流域は、歴史的にも古くから開けた地域であるため、多くの埋蔵文化財包蔵地が点在している。水田地帯を流下する中上流域は、「向山古墳」等の古墳や遺跡が広く分布している。また、下流域及び感潮・汽水域では、「初瀬街道」の起点になり、はせ 大和・伊勢を結ぶ道の要衝として賑わった。さらに、戦国時代には、下流域に「松ヶ島城」が築かれた。

治水と利水の歴史

1.1.1 治水の歴史

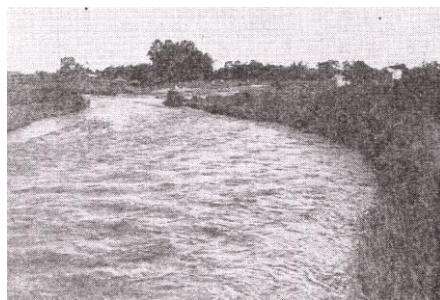
「^{まつがさき}松阪市史」によると、昭和 27 年（1952）6 月のダイナ台風により、^{まつがさき}松ヶ崎地区において堤防決壊 7 ヶ所、床上浸水 453 戸、床下浸水 107 戸の水害がおきたとある。昭和 28 年（1953）9 月においては、高潮と台風 13 号により、^{まつがさき}松阪市内で堤防決壊 6 河川（2,970m）、床上浸水 1,546 戸、床下浸水 1,850 戸の水害がおこり、^{まつがさき}松阪港（現津松阪港）及びその沿岸地区で大被害を受けたと記録されている。

また、昭和 34 年（1959）には 8 月の台風 7 号と 9 月の台風 15 号（^{いせ}伊勢湾台風）と 2 度に渡り大きな被害を受けており、台風 7 号では^{やえだ}八重田地先において、^{ほつがさか}堀坂川の右岸 66m、左岸 100m が破堤するとともに、右岸 24m が半壊するなど広い範囲で田畑の冠水・流失がおきた。^{いせ}伊勢湾台風では^{まつがさき}松ヶ崎地区などの海岸部を中心に被害を受け、^{ほつがさか}堀坂川右岸など市内河川 22 ヶ所で被害を受けている。

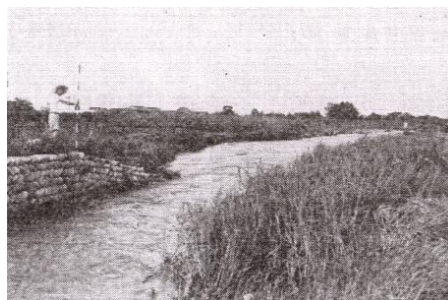
その他、明治 3 年（1870）9 月には大雨暴風雨と大津波が同時に^{かささぎ}鶴村（現^{みくも}三雲地区^{ごぬし}五主町付近）を襲い、堤防は全て破壊され、海水が一帯に流れ込むなど、全村が壊滅状態に陥ったという記録も残されている。



図 1-4 ^{まつがさき}松ヶ崎地区の被害状況（昭和 27 年（1952）6 月のダイナ台風における）



（^{ほつがさか}堀坂川右岸）



（同左岸）

写真 1-1 ^{ほつがさか}堀坂川（^{やえだ}八重田地先）により決壊した（昭和 34 年（1959）8 月の台風 7 号により）

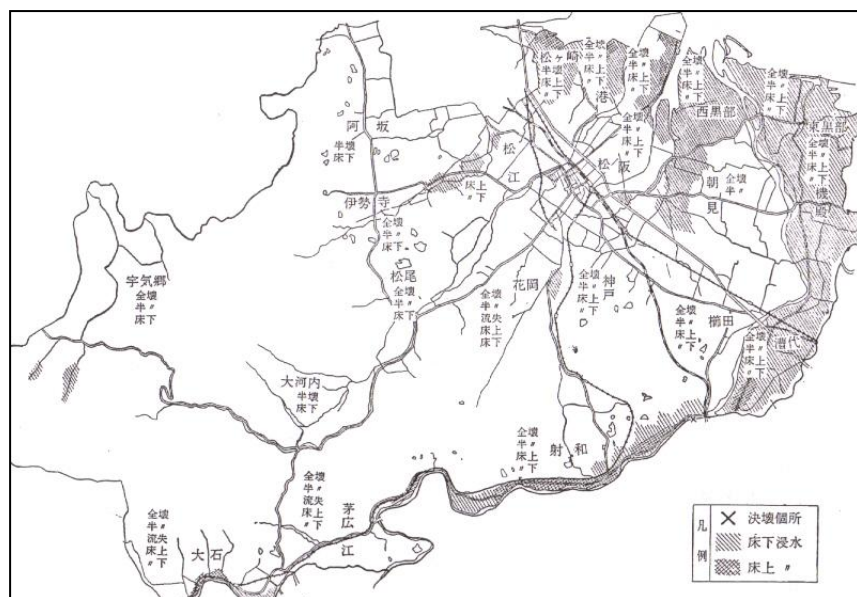


図 1-5 昭和 34 年(1959)9 月の台風 15 号（伊勢湾台風）による市内の被災状況

1.1.2 利水の歴史

過去の水利用は、「松阪市史」によれば堀坂川は晴天がつづくときすぐ干上がるため「貧乏川」と言われていると記述されていることから、溜め池を利用するなどの工夫により水不足の対応をしていたと考えられる。

近年では、昭和 47 年に完成した一志南部用水土地改良事業により、隣接する流域の雲出川水系中村川に築造された人造湖（なめり湖）より三渡川流域に送水されており、渇水被害は生じていない。

2. 河川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

2.1.1 過去の主要な洪水の概要

近年の洪水被害としては、「水害統計」によると、平成 5 年 11 月に百々川にて越水し、床下浸水 20 戸の被害が生じている。平成 12 年 9 月のとうかい豪雨では、床下浸水 56 戸、床上浸水 5 戸の被害が生じている。最近では、平成 16 年 9 月の台風 21 号の襲来により、百々川の溢水による道路の冠水や、内水氾濫により床下浸水 119 戸、床上浸水 28 戸の被害が生じた。

その後も平成 26 年 8 月、平成 29 年 10 月にも内水氾濫による床上浸水が生じている。令和以降では、令和 6 年 8 月の台風 10 号により冠水被害が生じている。

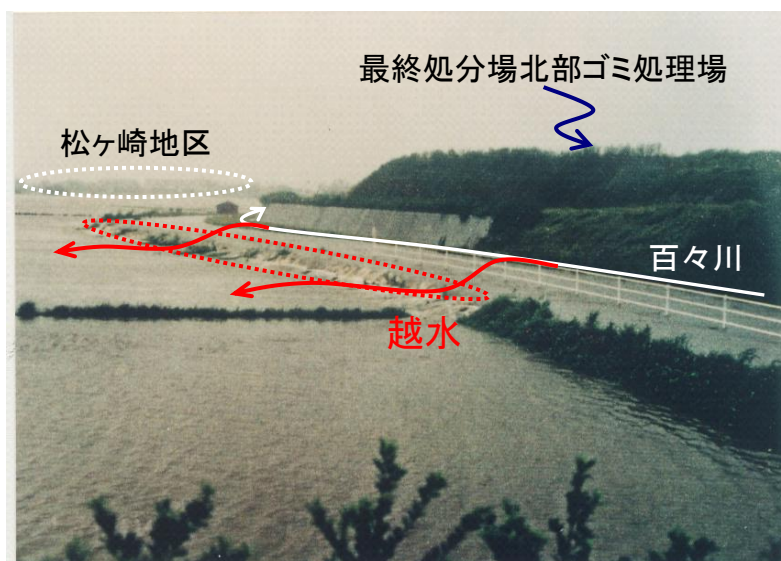


写真 2-1 平成 5 年 11 月洪水による百々川の越水状況
(最終処分場北部ゴミ処理場付近 (河口より約 800m 付近))



写真 2-2 平成 5 年 11 月洪水による百々川の越水状況
(国道 23 号付近 (河口より約 900m 付近))



※現国道166号

越水
(約1m)



写真 2-3 平成 16 年 (2004) 台風 21 号・百々川の越水状況



写真 2-4 平成 16 年 (2004) 台風 21 号・内水被害 (津屋城地内)

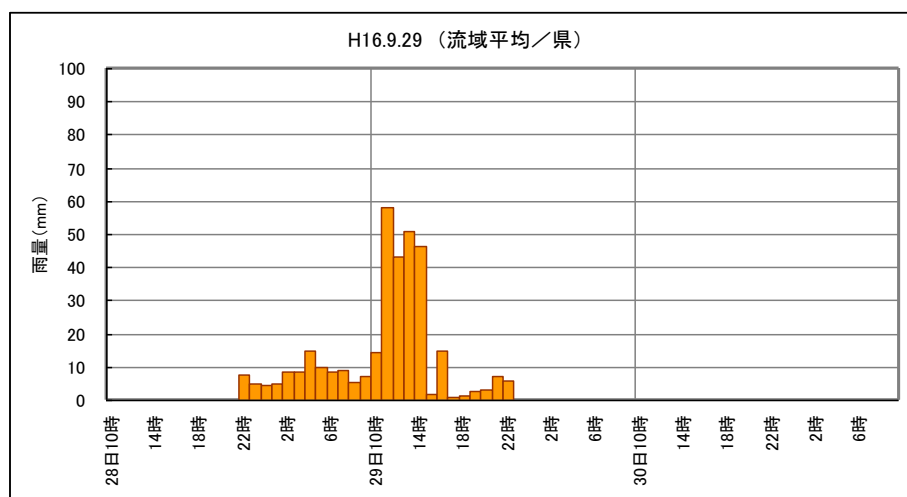


図 2-1 平成 16 年 (2004) 台風 21 号の三渡川流域の降雨量



(^{みわた}三渡川)



(^{なかほ}中原文化センター付近)

写真 2-5 平成 26 年 (2014) 台風 11 号



(^{どど}百々川・^{ちょうせんじ}長泉寺橋下流)



(^{まつがしま}松ヶ島町区間)

写真 2-6 平成 28 年 (2016) 台風 18 号

2.1.2 治水事業の現状と課題

三渡川^{みわた}における治水事業は、昭和 40 年から災害関連事業として部分的な改修を行い、昭和 47 年からは堀坂川^{ほっさか}合流点から JR 名松線^{めいしょう}まで局部改良事業を行った。昭和 51 年より中小河川改修事業に着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めており、令和 2 年度までに市道三渡橋^{みわた}の架替えや河道改修を実施した。

堀坂川^{ほっさか}は、昭和 42 年から災害関連事業、小規模河川改修事業として管理延長の約 7 割にて事業を実施し、平成 2 年からは小規模河川改修事業により、残る管理区間も事業を実施した。

百々川^{どど}は、昭和 52 年より高潮対策として排水機場及び防潮水門を改修した。昭和 63 年より小規模河川改修に着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。令和 4 年度までに松崎橋^{まつさき}の架替えや河道改修を実施した。

岩内川^{いうち}は、昭和 46 年から災害関連事業として三渡川^{みわた}合流点から JR 名松線^{めいしょう}まで事業を実施した。

中川^{なか}は、河口から国道 166 号付近まで部分的な改修を実施した。

海岸部の高潮堤防は、昭和 28 年台風 13 号の復旧工事により現堤防の基礎となる改修が行われ、その後の伊勢湾台風（昭和 34 年 9 月）の復旧工事により現在に至っている。（参考：伊勢湾台風災害復興計画書 三重県 S35.10）

百々川^{どど}河口部の松ヶ崎^{まつがさき}地区においては、中部地方整備局津松阪港事務所^{ちゅうぶ}により平成 13 年から堤防耐震対策工事が実施された。

表 2-1 治水事業の沿革

河川名	事業名	施行延長(m)	施行年度	備考
三渡川	40 災関連	約 1,603.4	S40～S43	
	局部改良	1,690	S47～	
	中小河川改修	5,510	S51～	
	全体計画策定	—	S61.4.17	
	工事実施基本計画策定	—	H9.11.28	水系全体
	河川整備基本方針策定	—	H20.9	水系全体
	河川整備計画策定	—	H21.1	水系全体
百々川	高潮対策	排水機場、 松ヶ崎水門	S52～	
	小規模河川改修	800	S63～	
	全体計画策定	—	H9.11.28	
堀坂川	42 災関連	3,537	S42～S45	
	小規模河川改修	1,866	S42～S50	
	全体計画策定	—	S44.3.17	
	小規模河川改修	2,075	H2～	
	全体計画策定	—	H4.2.13	上流区間
岩内川	46 災関連	1,230	S46～S48	

三渡川流域の平野部においては内水区域が多く、昭和 40 年代より農林水産省の補助事業である湛水防除事業が松ヶ崎地区（松ヶ崎、六軒排水機場）、三雲南部地区（小津、津屋城、中原、中ノ庄、上ノ庄排水機場）、田村地区で実施されている。その後、昭和 50 年代より津屋城地区、上ノ庄地区、中ノ庄地区、田村地区において排水対策特別事業としてポンプ能力が増強されるなどの内水対策が実施されている。

さらに、松阪市では雨水管理総合計画等に基づき、雨水排水施設の整備や雨水流出抑制対策など、内水被害の軽減に向けた取組が進められている。

上記に示したように、三渡川流域内における治水事業は実施されているものの、流下能力の小さい狭窄部の存在、河積不足を起こしている鉄道橋・道路橋の存在等、現況河道には問題が残されている。

また、流域内を通る中勢バイパスが令和 5 年に全線開通したことなどから、都市的な土地利用への転換が促進されると予想される。加えて、松阪市街地に隣接する中下流部においては市街地が急激に拡大しており、今後多くの人口が集積すると予想され、更なる河川整備が望まれる。このため、河床掘削・護岸整備等により、流下能力の向上を図るとともに、地域住民への水位等の河川情報の提供、関係機関との連携及び水防体制の充実を図る必要がある。

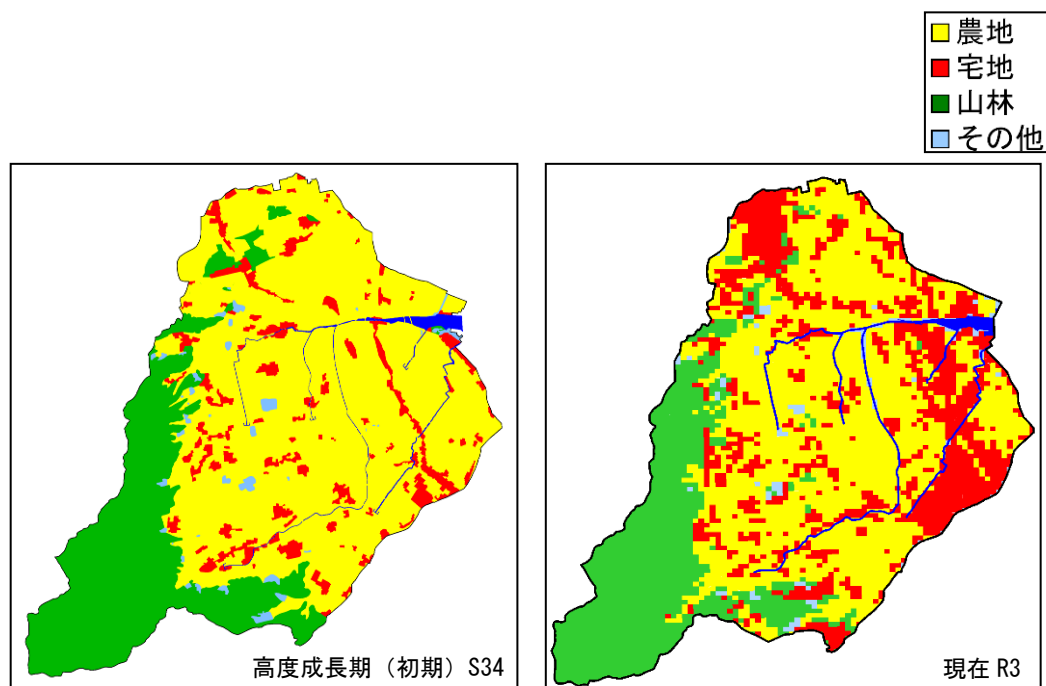


図 2-2 土地利用の変遷図

2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1 河川水の利用

河川水の利用に関しては、古くからかんがい用水として利用され、水系全体で許可水利 6 件、慣行水利が 13 件の水利権があり、許可水利、慣行水利ともに全て農業用水としての取水である。取水口は許可水利で三渡川^{みわたりに}の岩内川^{ようち}合流点上流に 4 ケ所、岩内川^{ようち}と堀坂川^{ほっさか}にそれぞれ 1 ケ所となっており、慣行水利は三渡川^{みわたりに}で 2 ケ所、堀坂川^{ほっさか}で 11 ケ所となっている。

許可水利の合計受益面積は 225ha、慣行水利の合計受益面積は 75ha となっている。

取水方式は、許可水利権はすべて頭首工による堰上げ取水であり、慣行水利には堰上げ取水、自然取水方式が見られる。

2.2.2 河川空間の利用

平成 12 年に行われた住民意識調査の結果によると、三渡川^{みわたりに}の河口域及び堀坂川^{ほっさか}上流の森林公園付近での「散歩、ジョギング、サイクリング等」や、三渡川^{みわたりに}の河口域及び三渡大橋^{みわたりに}付近、中川^{なか}の国道 23 号付近での「潮干狩り、魚釣り、魚採り」、堀坂川^{ほっさか}の伊勢自動車道^{いせ}下流付近での「水遊び」などで河川空間が利用され、住民の身近な空間として利用されている。また、三渡川^{みわたりに}の河口域には海面の共同漁業権が設定されており、漁業の場として利用されている。

さらに、令和 7 年 4 月及び令和 8 年 1 月に実施した住民アンケート結果によると、全ての河川で散歩やジョギングで利用する方が多くみられる他、三渡川^{みわたりに}では通勤・通学で、岩内川^{ようち}では農作業で多くの方に利用されている。

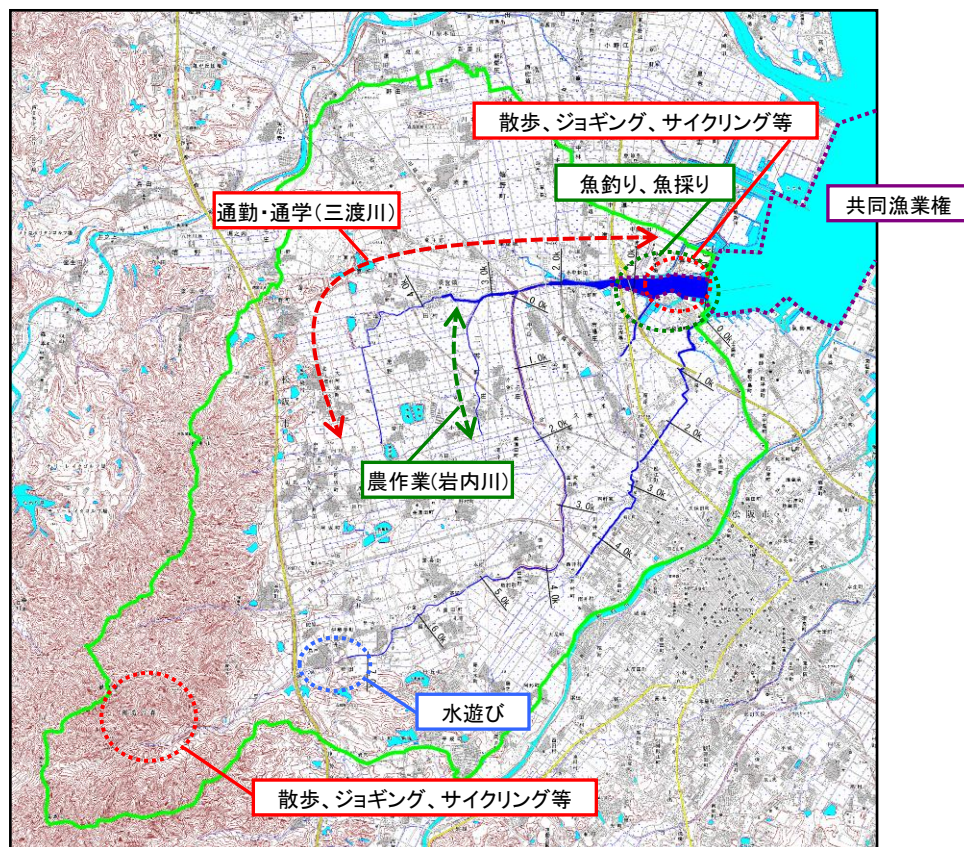


図 2-3 河川利用実態

2.2.3 水質

水質については、三渡川水系では水質基準の類型指定はされていない。松阪市が平成29年度～令和5年度に実施した計測結果によると、BOD値では、三渡川、堀坂川が経年的に安定しており、A類型（BOD値が2mg/L以下）相当と水質は良好である。一方、百々川、岩内川、中川は年次間の変動が認められる。百々川は、令和2年に大幅な増加がみられたが、それ以外にはB類型（BOD値が3mg/L以下）相当である。岩内川は、平成30年及び令和元年に大幅な増加がみられたが、それ以外は概ねA類型相当である。中川では、直近の3年程度はC類型（BOD値が5mg/L以下）相当となっている。

なお、当該流域内は「中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）」として下水道整備が進められてきた。

また、松阪市では「松阪市生活排水処理アクションプログラム計画書」により、生活排水処理の効率的な実施に向けた取組が進められている。

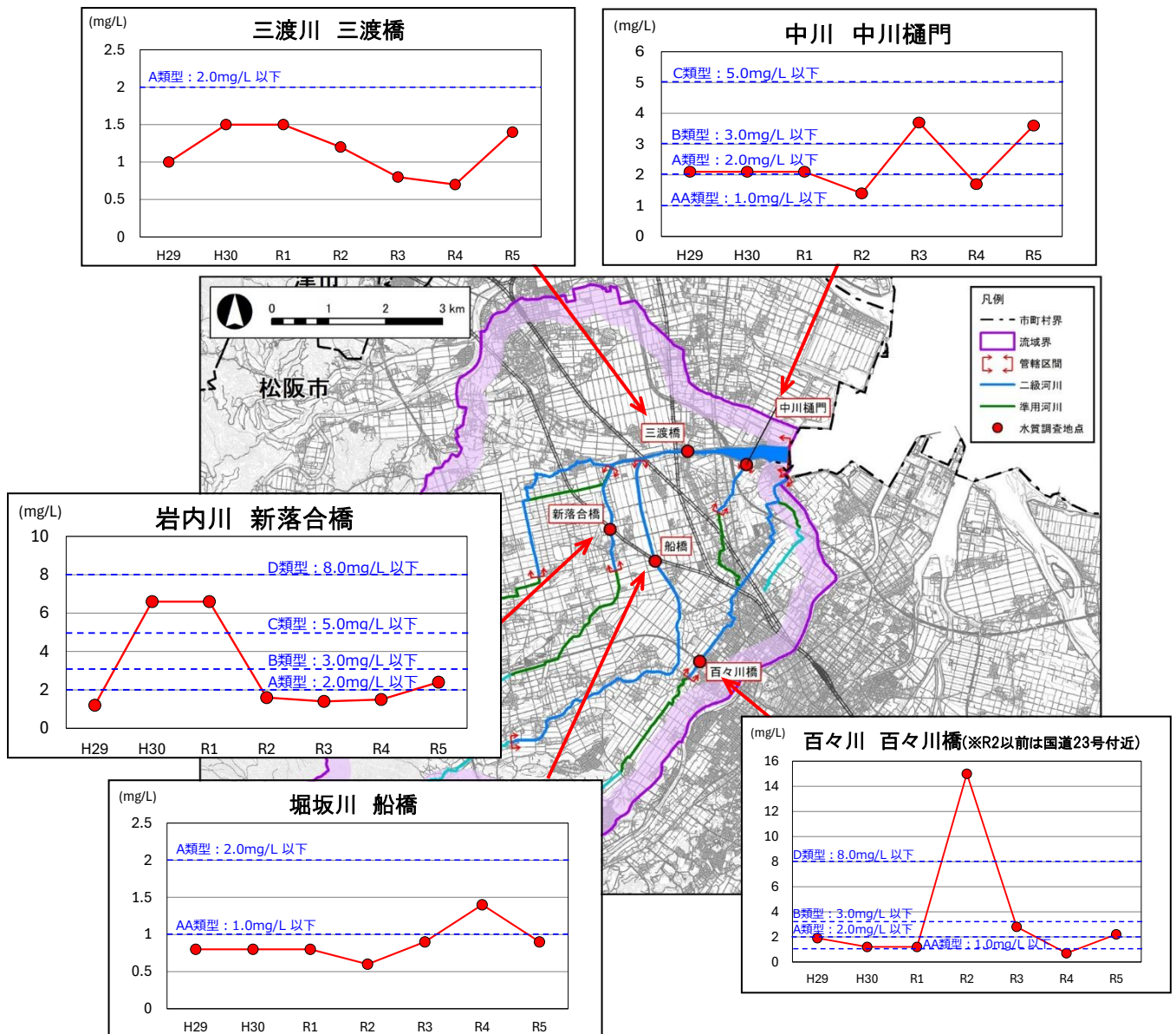


図 2-4 水質観測地点及び水質の推移

データ出典：松阪市環境課環境保全係

2.2.4 動植物の生息・生育環境

三渡川水系は、植林地として利用されている山地部に発し、水田地帯の集落を縫うように流下し、河口部に至るまで豊かな自然環境と景観を有している。このため、河川整備にあたっては、治水・利水面との調和を図りつつ、自然環境の保全に努める必要がある。

三渡川水系の山地部上部のほとんどがスギ・ヒノキ・サワラ植林となっており、中間斜面、山頂山腹緩斜面や急斜面の一部にアベマキ・コナラ群集、アカシデ・イヌシデ群落、アカマツ植林、イロハモミジ・ケヤキ群集等が広がり、山地部の区間は短い山容は急峻で中腹の河床は大きな石が点在している。



三渡川上流
(三蔵橋下流)

水田地帯を流下する中上流域では、河岸にマダケ林やメダケ群落が点在し、キジバトやヒヨドリなどの鳥類の生息が確認される。河道内には、三渡川中流や堀坂川においてまとまったヨシ原がみられ、百々川中流などの緩流部ではオオカナダモ等の水草の生育が確認される。



三渡川中流
(岩内川合流点下流)

河道内のヨシ原及び周辺にはクロベンケイガニ、アリアケモドキ、テナガエビなどの甲殻類、スミウキゴリ、ゴクラクハゼ等の魚類、タケノコカワニナ、シジミ属等の貝類が生息しており、魚類にとっても採餌場所、隠れ場所などの役割を果たしている。また、カルガモ等の繁殖場所やアオサギ、ダイサギ等のサギ類、カワセミ等の水辺の鳥の生息場所にもなっている。

魚類では、平瀬を生息場所とするカワムツや淵等で生息するタモロコやギンブナが生息している他、ヌマチチブ等も生息する。また、ニホンウナギ、ミナミメダカ、ヤリタナゴ等の重要種や、繁殖のために河口域へ移動するモクズガニも確認されている。

下流域及び感潮・汽水域では河道内にシオクグの小規模群落が点在するほか、止水域にはまとまったヨシ原が見られ、カルガモ等の鳥類の繁殖場所やアキアカネ等トンボ類の羽化や成虫の採餌、休息場所としても利用されている。また、干潮時には広大な干潟が出現し、ヒドリガモ、キンクロハジロ等カモ類やシロチドリ、イソシギ等シギ・チドリ類、カワウなど、水辺に依存する種が多く生息する。また、アリアケモドキ、クロベンケイガニ等の甲殻類やタケノコカワニナ、フトヘナタリガイ、シジミ属等の汽水性貝類が生息するとともに潮干狩りや漁業の場としても利用されている。



三渡川下流域及び感潮・汽水域
(河口干潟)

魚類では、潮の影響を受けるため、マハゼ、ビリンゴ等の汽水性魚類が多く見られるが、ミナミメダカ等の純淡水魚も生息している。また、タナゴ類の産卵母貝となるマツカサガイ^{とうかい}東海固有種等の二枚貝類も生息している。

2.2.5 住民との係わり

^{みわたり}三渡川流域では現在、小学生による環境学習や地域住民による草刈・河川清掃活動などが行われている。



平成23年度 水生生物を指標とした水質調査：調査状況					
市町	河川名	調査地点名	調査団体名	※調査結果	
1	いなべ市	宇賀川	調査地	いなべ市立石神小学校	●
2	員弁市	員弁川	調査地	コープあみえ調査委員会	●
3	員弁市	調査地	コープあみえ調査委員会	●	
4	員弁市	調査地	コープあみえ調査委員会	●	
5	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
6	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
7	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
8	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
9	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
10	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
11	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
12	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
13	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
14	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
15	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
16	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
17	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
18	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
19	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
20	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
21	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
22	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
23	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
24	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
25	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
26	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
27	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
28	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
29	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
30	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
31	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
32	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
33	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
34	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
35	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
36	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
37	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
38	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
39	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
40	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
41	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
42	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
43	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
44	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
45	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
46	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
47	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
48	朝日市	調査地	朝日市立八幡小学校	●	
計	30河川	45地点	45団体	37団体	—

図 2-5 堀坂川における環境学習の事例（伊勢寺小学校）

出典：https://www.pref.mie.lg.jp ^{みえ}（三重県 HP）

このことから、今後、より一層地域に密着した河川とし、また流域住民が主体となった川づくりを進めるためにも、地域住民や NPO 等との「協働」による河川整備や管理を進めることが重要である。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の計画対象区間は、下記に示す三^み渡^{わた}川水系の県管理区間とする。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

水系名	河川名	起点		終点	延長m	認定(変更) 告示年月日	河川区域 指定年月日
三 ^み 渡 ^{わた} 川	幹川	まつさか こあさか 松阪市小阿坂町字ふけ2487番地先の市 道向川線無名橋		海に至る	6,809	S. 3. 5. 14 S. 57. 12. 28	S. 51. 3. 31
	三 ^み 渡 ^{わた} 川支川	左岸	まつさか いむら 松阪市井村町字西里中3番地先	三 ^み 渡 ^{わた} 川へ の合流点	4,400	S. 44. 3. 31	S. 50. 11. 4
	どど 百々川	右岸	同市同町同字255番地先				
	どど 百々川派川		まつさか いちばしょう 松阪市市場庄町字桑原1086番の 2地先の農道橋	三 ^み 渡 ^{わた} 川へ の合流点	1,070	S. 56. 3. 31	
	なか 中川						
	三 ^み 渡 ^{わた} 川支川		まつさか いせでら 松阪市伊勢寺町字墓垣内1869番 の2地先の野田橋	三 ^み 渡 ^{わた} 川へ の合流点	6,500	S. 42. 3. 31	S50. 11. 4 S52. 7. 19 S59. 3. 6 S59. 9. 14
	ほつさか 堀坂川						
三 ^み 渡 ^{わた} 川	三 ^み 渡 ^{わた} 川支川		まつさか かみのしょう 松阪市上ノ庄町字西大川235番 地先の小金橋	三 ^み 渡 ^{わた} 川へ の合流点	1,500	S. 42. 3. 31	S. 50. 11. 4 S. 51. 1. 27
	ようち 岩内川		*小金橋は旧小金橋のこと				

3.2 河川整備計画の対象期間

本整備計画は、三^み渡^{わた}川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その計画対象期間は概ね30年間とする。

本整備計画は、現時点における流域及び河川の状況に基づき策定されたものであり、今後河川及び流域を取り巻く社会状況の変化などに合わせて、必要に応じて適宜見直しを行っていくものである。

3.3 洪水・津波・高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

本整備計画では、過去の流域内の浸水被害や県内他河川の治水安全度のバランス等を踏まえ、三渡川^{みわた}下流の市街地区間である市道三渡橋上流付近^{みわた}～近鉄山田線付近^{きんてつやまだ}（1.8km 付近～2.5km 付近）は、気候変動による影響を考慮した年超過確率 1/10 の規模の降雨による洪水に対して被害を防ぐことを目標とする。

また、三渡川^{みわた}中上流の農地区間である近鉄山田線付近^{きんてつやまだ}～岩内川合流点^{ようち}（2.5km 付近～3.2km 付近）は、気候変動による影響を考慮した年超過確率 1/4 の規模の降雨による洪水に対して被害を防ぐことを目標とする。

これにより、基準地点^{つやじょう}の津屋城において 170m³/s を安全に流下させる河道を整備する。

さらに、百々川^{どど}下流の市街地区間である河口～国道 166 号下流人道橋付近（0.0km 付近～1.7km 付近）は、気候変動による影響を考慮した年超過確率 1/10 の規模の降雨による洪水に対して被害を防ぐことを目標とする。

加えて、百々川^{どど}における高潮対策は、伊勢湾台風で発生した高潮相当に対して概ね家屋無湛水となることを目標とし、百々川排水機場にポンプを増設することで排水能力の向上を図る。

今後発生することが予想される南海トラフを震源域とする地震に対しては、地震後の洪水・高潮による被害を軽減するため、百々川排水機場の耐震性能を確保するとともに、その他管理施設に対しても必要な耐震対策を実施する。

また、洪水・津波・高潮等に対応するため、地域住民が浸水のおそれを自分事化し、警戒時や災害時に円滑かつ迅速な避難行動がとれるよう、防災意識を高める取組を推進する。さらに、関係機関や地域住民と連携して情報伝達体制及び警戒避難体制の整備を行う。

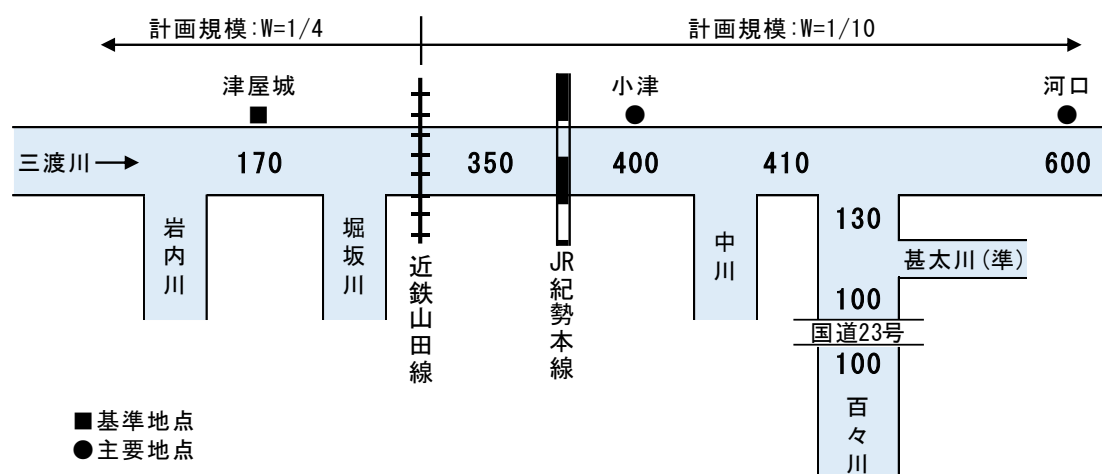


図 3-1 整備計画流量配分図

3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用については、今後とも関係機関との連携のもと、適切な水利用が図られるように努めるとともに、綿密な情報提供等、水利用の効率化を促進し、さらに既得水利の取水が安定的になされ、かつ良好な水環境が維持・改善されることを目標とする。

また、流水の正常な機能を維持するための必要な流量については、今後流況の把握を行うとともに取水実態や動植物の生息・生育・繁殖環境等の調査を行った上で設定に努める。

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、流域内河川の自然環境及び河川利用の実態把握に努め、治水・利水面との調和を図りつつ、自然環境の整備と保全に努める。

山地部においては、優れた景観や多様な生物に対して良好な環境を提供している樹林等の保全を図る。

水田地帯を流下する中上流域においては、キジバト、ヒヨドリ等の鳥類の生息場・避難場となっているヨシ原、マダケ林やメダケ群落等の河畔林や、ミナミメダカ、タケノコカワニナ等の重要種を含む多様な生物の良好な生息環境となっている瀬・淵、水際植生について、治水対策との調和をはかりつつ保全・創出を図る。

下流域及び感潮・汽水域においては、ヒドリガモ、キンクロハジロ等のカモ類やシロチドリ、イソシギ等のシギ・チドリ類等の水鳥、アリアケモドキやマハゼ等の水生生物、アキアカネ等のトンボ類などの良好な生息場である、自然干潟やヨシ原等の保全・創出を図る。

また、河川内の堆積土砂撤去の際には、現在の水際環境に配慮するなど、魚類や底生生物等の生息環境の保全・創出に努める。

一方で近年、ヌートリア、ミシシippアカミミガメ、カダヤシ等、特定外来生物が確認されている。このため、河川工事等を行う際には、環境の変化に伴って、これら特定外来生物の生息域が拡大し、在来種の生息・生育・繁殖環境に影響を与えることが無いよう関係機関と連携して移入回避にも努める。

河川空間の利用に関しては、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史・文化を踏まえ、治水機能や自然・景観との調和に配慮しつつ、人々のやすらぎの空間となるよう活用、保全に努める。

また、地域住民の利用状況や要望等を踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、必要に応じて階段等の整備に努める。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川整備の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 河川工事の目的

洪水時の河川水位を低下させ整備目標流量を安全に流下させることを目的として、河床掘削、引堤、護岸整備により河積を増大し、堤防高が不足する区間については、築堤を行うことにより、洪水被害の防止を図る。引堤、築堤及び河床掘削に伴い改築又は補強が必要となる橋梁については、施設管理者と協議の上、改築、補強又は撤去を行う。

高潮対策として、^{どど}百々川排水機場のポンプを増設する。また、今後発生することが予想される南海トラフを震源域とする地震に対して、地震後の洪水・高潮による被害を軽減するため^{どど}百々川排水機場の耐震性能を確保する。

工事に際しては、動植物の生息・生育・繁殖環境や歴史・文化、埋蔵文化財などに配慮するとともに、良好な水辺空間の保全・創出を図る。

4.1.2 河川工事の施行場所

河川整備計画にて対象とする河川工事の施行場所は、既往洪水における浸水被害の発生状況や整備の緊急性、計画対象期間における事業の実現性を考慮し、以下のとおりとする。

表 4-1 河川工事の施行場所と主な工事内容

河川名	区 間	主な整備内容
三渡川	市道三渡橋上流付近 ～岩内川合流点 (1.8km 付近～3.2km 付近)	・掘削、護岸、築堤、橋梁補強
百々川	河口～国道 166 号下流人道橋付近 (0.0km 付近～1.7km 付近)	・掘削、引堤、護岸、築堤 ・橋梁改築 ・百々川排水機場のポンプ増設、耐震補強

注) 現時点における主な施行箇所を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

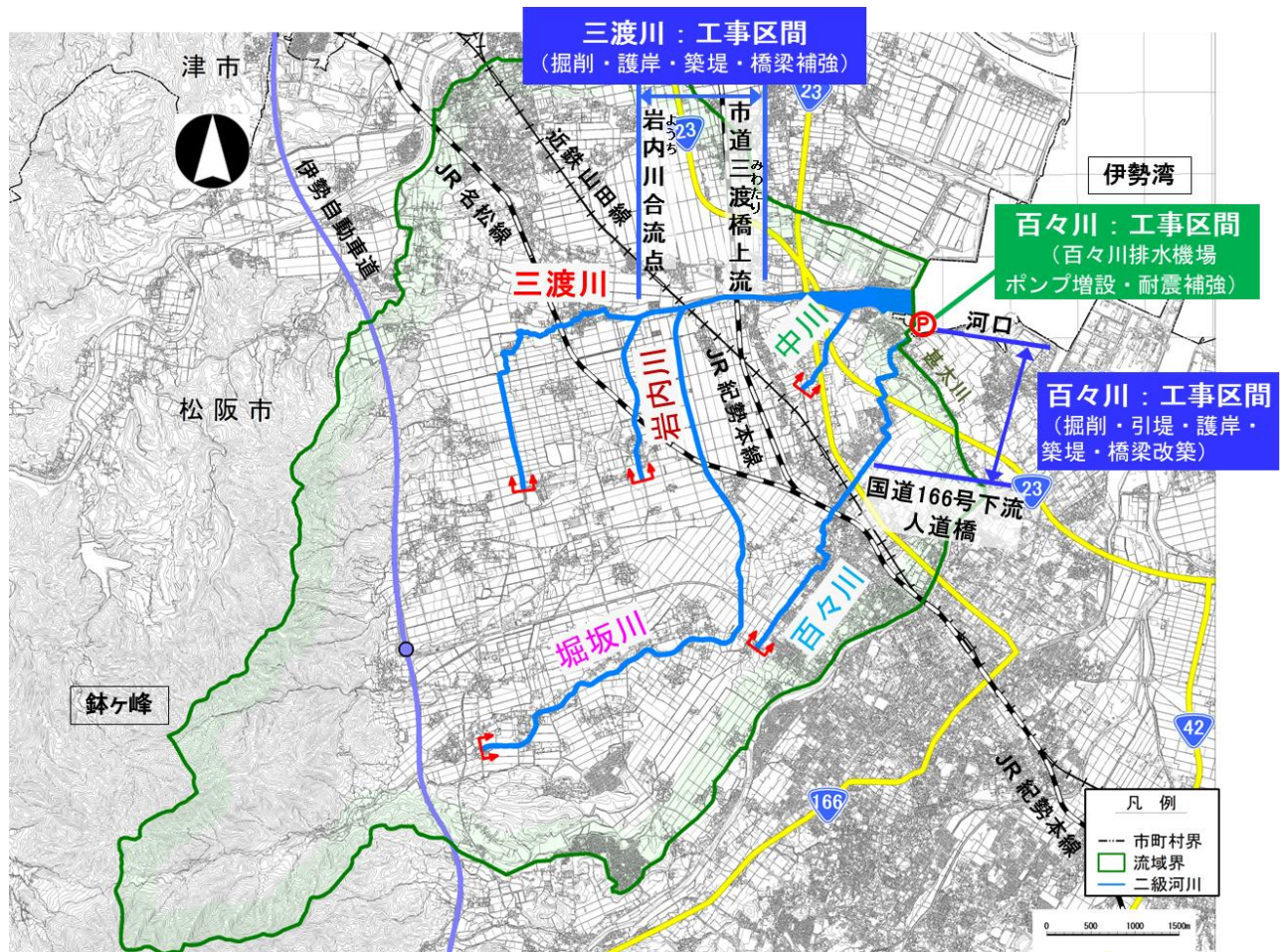


図 4-1 河川工事の施行の場所位置図

4.1.3 主要工事の概要

川幅狭小区間における河床掘削、引堤、護岸整備、築堤、橋梁改築・補強等により流下能力の拡大を図る。また、魚類をはじめとする動植物の生息・生育・繁殖環境の保全にも配慮し、河川の連続性の確保に努める。

1) 三渡川における主要工事の概要（市道三渡橋上流付近～岩内川合流点）

三渡川においては、河床掘削、護岸整備、築堤、橋梁補強等により河積の拡大を実施するものとする。

河床掘削に際しては、中流域を生息場所とするオイカワや緩流域～止水域を生息場所とするヤリタナゴやギンブナ、ヌマチチブ等に配慮し、現況河道の河床形態を基本として低水路は全断面的な均一掘削を避け、局所的な深掘りや掘り残しにより、微地形を確保することで、多様な流れを創出するよう図る。また、繁殖時期を避ける、施工箇所が生息している動植物とその生態に関して適正に把握することに努めるなど、施工時期、施工順序等の工夫に努める。

護岸は多孔質の護岸とし、水際の多様性や水域から陸域までのエコトーンに配慮することで植生等の環境に適した構造とする。

三渡川水系の河口部では、カモ類やシギ類の水辺依存種の生息場や潮干狩りにも利用されている干潟が形成されているため、河床掘削に際しては干潟の高さ程度の掘削に留める。

ヨシ原は多くのエビ、カニ、貝類が生息し、魚類の採餌場所や隠れ場所などの役割を果たし、鳥類にとってもオオヨシキリ、セッカ、カルガモ等の繁殖場所やサギ類等の生息場所である。さらに、ハヤブサ等の猛禽類が採餌場所として利用していることから、ヨシ帯は可能な限り保全・創出を図り、治水上やむを得ず掘削が必要な場合のみの掘削に留める。

河畔林については、鳥類等の生息場としての機能を可能な限り保全し、流下能力に影響を与えるなど治水上の安全性を損なう場合は必要に応じて伐採を行う。

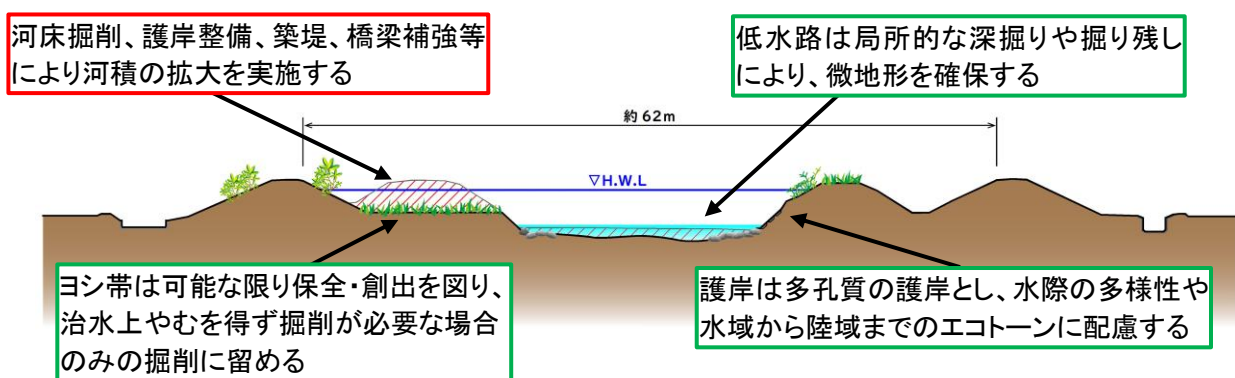


図 4-2 三渡川の計画横断イメージ図

（横断形状は必要に応じて変更することがある）

2) 百々川^{どど}における主要工事の概要（河口～国道 166 号下流人道橋付近）

百々川^{どど}においては、河床掘削、引堤、護岸整備、築堤、橋梁改築等により河積の拡大を実施するものとする。

河床掘削に際しては、中流域を生息場所とするオイカワや緩流域～止水域を生息場とするやコイ（飼育型）ギンブナ、タナゴ類の産卵母貝となる二枚貝類に配慮し、現況河道の河床形態を基本として低水路は全断面的な均一掘削を避け、局所的な深掘りや掘り残しにより、微地形を確保することで、緩流域及び安定した砂礫底環境を保全・創出する。また、繁殖時期を避ける、施工箇所に生息している動植物とその生態に関して適正に把握することに努めるなど、施工時期、施工順序等の工夫に努める。

護岸は多孔質の護岸とし、水際の多様性や水域から陸域までのエコトーンに配慮することで植生等の環境に適した構造とする。

三渡川^{みつわたり}水系の河口部では、カモ類やシギ類の水辺依存種の生息場や潮干狩りにも利用されている干潟が形成されているため、河床掘削に際しては干潟の高さ程度の掘削に留める。

河畔林については、鳥類等の生息場としての機能を可能な限り保全し、流下能力に影響を与えるなど治水上の安全性を損なう場合は必要に応じて伐採を行う。

河道の拡幅を行う場合は、現況河道の法線形状を尊重するが、0.3km～1.0km、1.4km～1.6km 区間はほぼ直角に屈曲していることから本区間についてはショートカットを実施する。

さらに、高潮対策として、百々川^{どど}排水機場のポンプを増設する。また、今後発生することが予想される南海トラフ^{なんかい}を震源域とする地震に対して、地震後の洪水・高潮による被害を軽減するため百々川^{どど}排水機場の耐震性能を確保する。

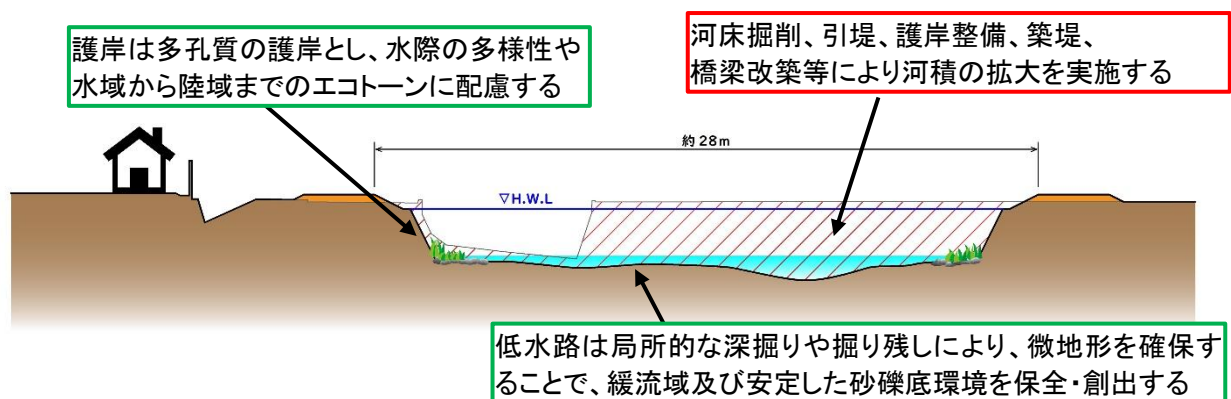


図 4-3 百々川^{どど}の計画横断イメージ図

（横断形状は必要に応じて変更することがある）

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行場所

4.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため適切に行う。河川管理施設については、洪水、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、計画的な修繕・更新に努める。

4.2.2 河川維持の種類

(1) 河道及び河川管理施設の維持

洪水の流下を阻害する堆積土砂については掘削を行い、河積を確保するものとする。特に出水後は河川巡視を実施し、主として土砂の堆積状況等を確認する。土砂の撤去の際には、平坦な河床としないなど極力現況の自然環境への配慮を行う。

また、河道内の樹木については環境面を配慮し極力保全していく方針とするが、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、必要に応じて適宜その伐採を実施する。

さらに、河川内のゴミ等についても、関係機関等との連携を図りながら河川美化に努める

河川管理施設の維持については、洪水、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、必要に応じて補修・更新を行う。

堤防及び護岸の維持については、定期点検により法崩れ、ひび割れ、漏水、沈下等の異常がないかを確認する。異常が確認された場合には、必要な対策を実施し堤体の機能維持に努める。また、堤防の法面については、雑草等の繁茂が法崩れ、亀裂、陥没等の異常の発見に支障とならないようにするため、地域住民と連携を図り除草等の日常管理に努める。

河口部については、耐震の観点から、地震に伴う基礎地盤の液状化などにより堤防の沈下、崩壊、ひび割れなどが生じた場合の浸水による二次災害のおそれがある箇所について、堤体の機能維持に努める。

(2) 水量の監視等

適切な河川管理のためには、日常的に雨量・水位の把握を行うとともに地域への情報提供に努める。動植物の生息・生育・繁殖環境の保全及び利水のために必要な流量の確保を目指し、水量の監視を行う。

また、関係機関との連携・協力のもと、適正な水利用の促進を図るとともに渇水時の情報伝達体制の整備、綿密な情報提供等水利用の効率化に努める。

(3) 水質の保全

水質については、水質基準の類型指定はされていないものの、引き続き^{まつさか}松阪市の計測結果のデータ提供を受け、流域の水環境のモニタリングに努める。また、水質保全については、^{まつさか}松阪市等関係機関との連絡・調整や流域住民との連携・協働を図りながら現在の良い水質の保全に努める。

(4) 河川環境の適正な利用と管理

魚類等の移動が困難な堰等の横断工作物については、関係機関との連携のもと、河川・水域の連続性の確保に努める。

4.3 その他河川整備を総合的に進めるために必要な事項

4.3.1 整備途上段階及び超過洪水への対策

気候変動の影響による計画規模を上回る洪水や整備途上段階における洪水による被害の軽減を図るため、流域のあらゆる関係者の協働による総合的かつ多層的な治水対策（流域治水）について、関係機関と連携して推進する。

流域全体の貯留機能の向上を図るため、田んぼダムの普及やため池の低水位管理等を推進し、その実現に向けて関係機関と連携を図る。

ソフト対策としては、「川の防災情報」、「防災みえ.jp」等による水位・雨量情報、簡易型河川監視カメラの画像等の提供、^{まつさか}松阪市が取り組む洪水ハザードマップ作成への支援など、総合的な被害軽減対策を流域の関係機関や地域住民と連携して推進する。

情報伝達及び警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民の防災訓練の参加等により、災害時のみならず平常時から防災意識向上や水防活動の充実に努める。

4.3.2 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項

^{み かわ}三 渡 川水系の河川整備の透明性を高めていくために、流域に対して河川に関する各種情報の提供を実施するものとする。地域住民と常に意思疎通を図り、住民の意向を反映した住民との「協働」による河川整備を目指すものとする。

また、河川整備にあたっては、流域住民との情報の共有化等により、住民の積極的な参加を促進し、協働による川づくりに努めるものとする。

附 図

(平面図・縦断図)

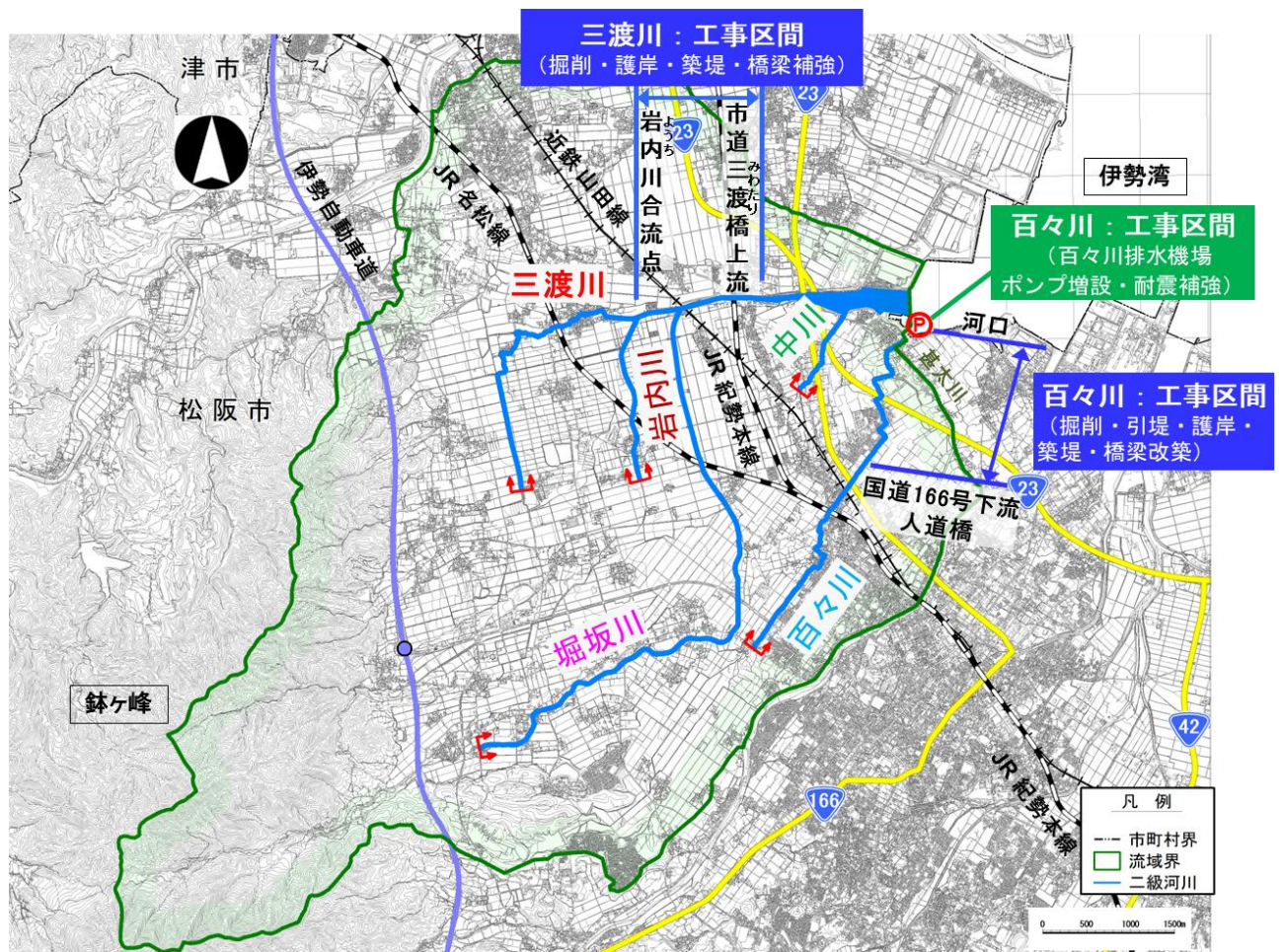


図 河川工事の施行の箇所位置図





【参 考】

河川整備計画用語集

1. 河川一般

【流域（りゅういき）】

河川の分水嶺と海に囲まれた範囲。降雨や降雪による表流水が集まって、ある河川に流入する全ての範囲（地域）のこと。

【水系（すいけい）】

同じ流域内にある河川と関連する湖沼を総称して水系と呼ぶ。

【本川（ほんせん）】

同一の水系内で流量や長さなどが最も重要と考えられる河川。

【支川（しせん）】

本川に合流する河川。本線に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」というように区別することがある。

【派川（はせん）】

本川等から分かれて流れる河川。

【放水路（ほうすいろ）】

河川の途中から人工的に開削し、直接海や他の河川に放流する水路。分水路とも呼ばれる。

【捷水路（しょうすいろ）】

河川の湾曲部を直線化して流下能力を増加させた水路。

【河川管理施設（かせんかんりしせつ）】

河川管理者が管理する河川構造物（堤防、護岸、ダム、水門等）を言い、河川管理者以外の者が河川管理者の許可を受けて設置する工作物（橋梁や農業用取水堰等）を許可工作物という。

【感潮域（かんちょういき）】

河川の水位が潮位変動の影響を受ける範囲のこと。

2. 河川構造物等

【堤防（ていぼう）】

人家等のある地域に河川の水が浸入しないように、河川に沿って土砂等を盛り上げた治水構造物。一般に土手とも呼ばれる。

【右岸、左岸（うがん、さがん）】

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、河川の右側を右岸、左側を左岸という。

【川表、川裏（かわおもて、かわうら）】

堤防を境にして、水が流れている方を川表、住居等がある方を川裏という。

【堤内地、堤外地（ていないち、ていがいち）】

堤防によって保護されている区域を堤内地、堤防にはさまれて水が流れる部分を堤外地という。

【高水敷（こうすいじき）】

堤外地の常に水が流れている部分（低水路）よりも一段高くなった敷地。

【河川区域（かせんくいき）】

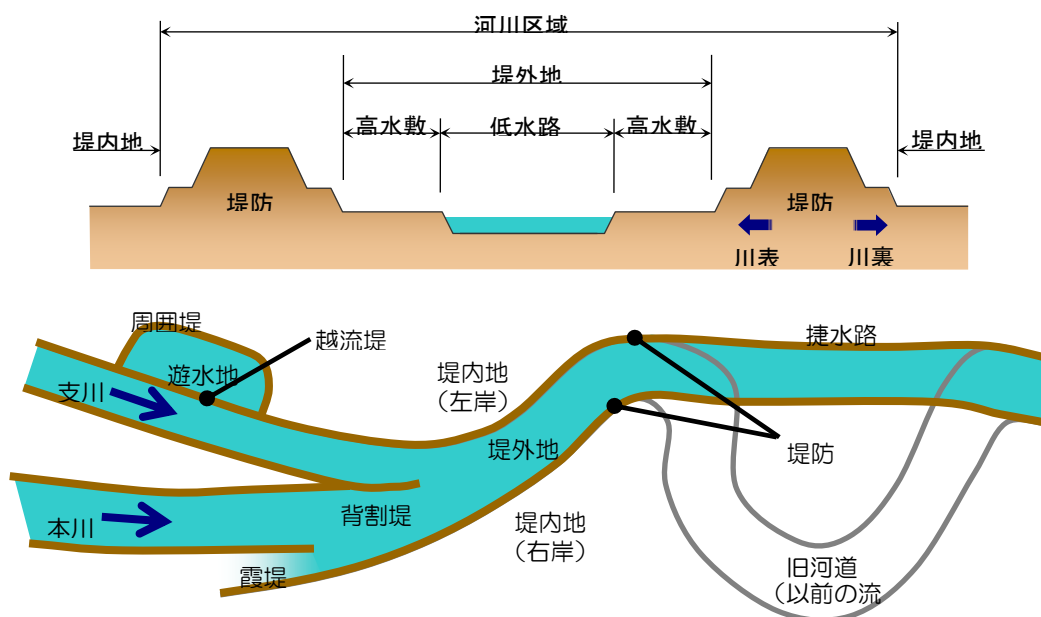
流水部や堤防・樋門など、河川としての役割を持つ区域と河川を管理するうえで必要となる箇所を河川区域という。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、ここでは河川法が適用される。

【遊水地（ゆうすいち）】

洪水を一時的に貯留し、流量を減少させるために設けた区域。

【排水機場（はいすいきじょう）】

洪水時に樋門などを閉じたとき、ポンプによって堤内地側に降った雨水を川へくみ出す施設。



【樋門（ひもん）】

用水の取水や堤内地に溜まった水を排除するために堤防を横切ってつくられた暗渠（水路）。洪水時には水路に付けられたゲートが閉められ堤防と一体となって堤内地側に洪水が流入することを防ぐ。

【堰（せき）】

主に、農業・工業・水道・発電等に利用するための水を河川から取水するための施設。頭首工、取水堰とも呼ばれる。海水の遡上を防止するために設置されることもある。水位や流量を調整するためゲート等の施設を有するものを可動堰と言い、無いものを固定堰という。

【床止め（とこどめ）】

流水の作用で土砂が流出することを防止し、河床を安定させるために設けられる施設。床固め、帯工と呼ばれることもある。床止めに落差がある場合、落差工と呼ぶ。

【築堤（ちくてい）】

堤防を築造すること。

【引堤（ひきてい）】

堤防間の河川断面を増加させるため、あるいは堤防法線を修正するため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去すること。

【河床掘削（かしょうくっさく）】

河川断面を増加させるため、あるいは堆積した土砂を撤去するために、川底を掘り下げること。

【覆土（ふくど）】

植生の復元や景観の向上のため、護岸等を土砂などで覆うこと。

3. 河川計画

【河川整備基本方針

（かせんせいびきほんほうしん）】

河川法に規定され、流域毎に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述するもので、整備の考え方を記述するもの。長期的な観点から、基本高水、計画高水流量配分等の抽象的な事項を定める。

【河川整備計画（かせんせいびけいかく）】

河川整備基本方針に沿って、流域の管理者毎におおむね 20～30 年の間に実施する具体の整備内容を定めるもの。

【基本高水流量

（きほんたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

ダムなどの人工的な施設での調節を行わずに、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出した場合の河川流量。

【計画高水流量

（けいかくたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

基本高水流量からダムや遊水地などの洪水調整施設での調整流量を差し引いた河川流量。

【流下能力（りゅうかのうりょく）】

河川に、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

〔類似用語〕現況流下能力：現在の河川の整備状況、河川の状態で、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

【計画雨量・計画降雨

（けいかくうりょう・けいかくこうう）】

河川の計画に用いる降雨量のこと。通常、雨の規模と継続時間によって表現される。計画雨量の規模は年超過確率または、相当する過去の実績降雨で表現されることが多い。（例：1/30 の確率の降雨、平成 16 年 9 月〇〇日豪雨相当の降雨）

【基準地点（きじゅんちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために基準とする地点のこと。基準地点では流量配分計画を定める。通常は 1 水系につき 1 箇所の基準地点が定められる。

【主要地点（しゅようちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために、基準地点のほかに流量配分計画が定められる箇所。

【流域治水（りゅういきちすい）】

流域内に降り、流出する雨水の処理をダムや河川改修のみに頼るのではなく、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させるなどして流出する水量を減少させたり、都市計画や下水道事業等と連携するなど、総合的に実施する治水のこと。

4. 防災・水防等

【洪水（こうずい）】

一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は、流域に大雨が降ることなどによって、河川を流れる水量が通常時よりも大幅に増加する現象を指す。

【治水（ちすい）】

河川の氾濫、高潮等から生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御すること。

【水防活動（すいぼうかつどう）】

河川などの巡視や洪水などの被害を未然に防止・軽減するために行う活動のこと。

【破堤（はてい）】

堤防が壊れて川の水が堤内地に流れ出すこと。

【洗掘（せんくつ）】

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表面や、河岸、河床の土砂が削り取られること。

【越水（えっすい）】

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すこと。

【内水氾濫（ないすいはんらん）】
洪水時に河川の水位が上昇することなどによって堤内地の排水が困難になって生じる湛水のこと。

【超過洪水（ちょうかこうすい）】
治水計画を作成した時に、対策の目標とした洪水の規模（計画規模）を超える恐れのある洪水のこと。

【避難判断水位（ひなんはんだんすい）】
はん濫等のおそれが生じる場合に備え、あらかじめ定めた河川の基準水位のこと。降雨の状況によっては河川がはん濫する恐れがある際に、避難の参考となる水位。

【洪水ハザードマップ（こうすいはざーどまっぷ）】
河川のはん濫による浸水被害を予測し、浸水範囲を地図化したものに浸水深や避難場所などの情報を図示し、的確な避難に役立てようとするもの。

5. 利水・環境等

【正常流量（せいじょうりゅうりょう）】
景観・動植物の保護・清潔の保持・舟運・塩害の防止・河口閉塞の防止・漁業・河川管理などの河川の正常な流水の維持に必要な流量と、水利権に必要な流量を満足する河川の流量のこと。

【渇水流量（かつすいりゅうりょう）】
年間を通じて 355 日はこの値を下回らない流量のこと。

【低水流量（ていすいりゅうりょう）】
年間を通じて 275 日はこの値を下回らない流量のこと。

【利水（りすい）】
生活、農業、工業などのために水を利用すること。

【許可水利権（きょかすいりけん）】
河川法第 23 条において「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」とされており、この規定により許可された流水の占有の権利のこと。

【慣行水利権（かんこうすいりけん）】
水利に関する法律の成立以前の取り決めなどによって、社会的に使用を承認された水の利用の権利のこと。

【灌漑（かんがい）】
必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、農業用水を合理的に圃場等の耕作地に引くこと。

【汽水域（きすいいき）】
汽水（河川などから流出する淡水と海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体）が恒常的に、あるいは季節的に存在する河川や内湾の範囲のこと。

【滞筋（みおすじ）】
平時に主に河川の水が流れている道筋の部分のこと。

【瀬（せ）】
河川の中でも流れが速く水深の浅い場所のこと。比較的波立ちが少なく平穏なところを平瀬、流れが早く波立っているところを早瀬と呼ぶ。瀬は水深が浅く、川底まで日光が良く届くため藻類が育ち、水生昆虫や魚類の餌場となる。

【淵（ふち）】
河川の中でも流れが遅く水深の深い場所のこと。河川の蛇行区間や巨石の周辺、滝の下流などで川底が深くえぐられることによってできる。流れが緩やかで深い淵は魚類の休憩場所や、ナマズなどの棲みかになる。

【エコトーン（えことーん）】
二つの異なる生息環境が隣接しており、その境界部に環境諸条件の連続的な変化があり、それに伴って植物群落や動物群集の移りゆきが見られる場所のこと。陸域と水域の境界になる水際（みずぎわ）等を指す。移行帯または推移帯とも呼ばれる。

【親水性（しんすいせい）】
水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。水や水辺と触れ合える機能のこと。

6. その他

【ハード対策（はーどたいさく）】
治水・河川分野では、河川改修やダムなどの治水施設の整備によって、洪水や高潮などの外力に対抗しようとする対策を総称してハード対策と呼ぶことが多い。

【ソフト対策（そふとたいさく）】
治水・河川分野では、河川情報の提供や河川情報等の取得に必要な施設の整備などを総称してソフト対策と呼ぶことが多い。
（例：浸水想定区域図の作成や特別警戒水位の設定、水位情報の提供、河川監視カメラの設置など）

【パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）】
意見公募手続とも呼ばれ、公的な機関が制度や計画などを制定しようとするときに、広く公（おおやけ）に意見や情報を求める手続きのこと。制度や計画の影響者の意見等を事前に聴取し、より良い行政を目指そうとするもの。

【NPO（えぬぴーおー）】
Non-profit Organization（民間非営利団体）の略。営利を目的とせず公益のために活動する民間の組織のこと。